

国民年金のお知らせ

ハイサイ市民課
 国民年金
 グループ
 TEL:861-6901
 FAX:862-4564

国民年金保険料
が納付できない。
そんなときは…

免除制度をご利用ください。

**令和元年度 国民年金保険料 申請免除・
 納付猶予の受付が始まります。**
7月1日(月)から受付開始

所得額に
 よって
 ・免除制度
 ・納付猶予

自分にあった
免除制度について、
 次のページをご覧ください



「仕事をやめて
生活が厳しい。」

「収入が少なく、これ以上家族に
負担をかけたくない。」など



保険料が納められないからといって、そのままにしていますか？



未納のまま放っておくと、いざというときに年金が受けられなくなって
 しまいます。保険料を納めない期間でも「免除」と「未納」では大きく異
 なります。あなたの年金を守るためにも、
 免除制度を利用しましょう。

**何もせず
 放置(未納に)
 すると**

保険料の未納が続くと、年金が受けられなくなる場合があります。

こんなに違う、未納と免除

		免 除	納付猶予/ 学生納付特例	未 納
老後のための 老齢基礎年金	の受け取る年金額に	△ 減額されるが 計算される	× 計算されない	× 計算されない
	の受給資格期間に	○ 算入される	○ 算入される	× 算入されない
もしもの時の 障害基礎年金 遺族基礎年金	の納付要件期間に	○ 算入される	○ 算入される	× 算入されない

★保険料の未納があっても、現在納付できる方は、追納制度をご利用いただけます。

追納 免除や納付猶予などを受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受取年金額が少なくなります。
 そこで、10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。

※那覇年金事務所 国民年金課 (代)TEL:098-855-1111(自動音声案内)

免除制度

免除制度には「法定免除」と「申請免除」があります。
ただし、第2号被保険者(厚生年金、共済年金加入者)、第3号被保険者(第2号被保険者の配偶者)、学生特例対象者、任意加入被保険者は**対象外**となります。

★申請免除：申請して認められると免除になる制度(全額免除・一部免除あり)

■対象となる人：

- ①前年所得(収入)のない人、または少ない人
- ②障がい者または寡婦で、前年所得が125万円以下の人
- ③退職(失業)や自営業の休止・廃止、天災などの理由で納付が困難な人(「**特例免除**」といいます。)

「特例免除」について

免除申請する本人や配偶者、世帯主について退職(失業)などの事実がある場合が対象となります。通常であれば所得審査の対象となる本人・配偶者・世帯主のうち、退職(失業)などがあつた方の所得を除外して審査を行い、認められると保険料納付が免除されるものです。詳しくは国民年金グループまでお問い合わせください。



免除の種類

■全額免除	保険料の金額(16,410円)が免除になります。	
■一部免除	4分の3免除→保険料の4分の3が免除 半額免除→保険料の半額が免除 4分の1免除→保険料の4分の1が免除	納付すべき保険料(残り4分の1…4,100円) 納付すべき保険料(残り半額…8,210円) 納付すべき保険料(残り4分の3…12,310円)

！一部免除の場合、「納付すべき保険料」を2年以内に納付しなければ、免除ならず、未納となりますので、ご注意ください。

■所得審査の対象となる人：
本人、配偶者、世帯主の3人

**世帯主の所得が高く、
免除が該当しない人は…**

納付猶予制度

50歳未満であれば、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の2人の所得で判定!!(免除制度と所得の目安(全額免除)や手続きは同じ)

所得額が少ない人は、世帯構成(家族構成・扶養・控除状況)により、全額免除か一部免除、却下の判定となります。**全額免除・3/4免除・半額免除・1/4免除・却下**



手 続 き

**令和元年度の免除・納付猶予の申請は、
7月1日受付開始!!**

**免除対象となる期間：令和元年7月から来年6月まで
7月から8月末日までに手続きすることをおすすめします。**

●申請が遅れても、7月にさかのぼって免除・納付猶予は受けられます。しかし、もしものときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」が受けられなくなる場合がありますので、8月末日までに申請することをおすすめします。

※過去2年1ヶ月分まで申請できます。令和元年7月1日～31日までなら、平成29年6月以降の免除申請が可能です。申請はお早めに!!

手続きに必要なものは？

免除は所得で判定しますので、所得が申告されていることが必要です。

●年金番号がわかるもの(年金手帳・納付書等) ●身分証明書 ●印鑑(認め印可)

本人・配偶者・世帯主のなかに、次の条件に該当する人がいる場合

- 平成29年12月31日から申請日までの間に仕事をやめた方(特例免除対象者)は離職票または雇用保険受給資格者証があればご用意ください。
- 前年度に「全額免除又は納付猶予の継続申請」が認められている方は、年金事務所から、継続審査の結果が通知されます。

受付場所・受付時間

那覇市役所本庁舎1階11番(国民年金)窓口にて、平日の午前8時30分～午後5時15分まで受付。**各支所では受付できません。**混雑が予想されますので、午後4時30分までに窓口へお越しください。



その他の制度



法定免除

届け出ると免除になる制度

■対象となる人：生活保護法の生活扶助を受けている人や障害基礎年金・障害厚生年金(1級・2級)を受けている人など

学生納付特例制度

届け出ると免除になる制度

■対象となる人：経済的な理由で保険料納付が困難な学生

産前産後期間の保険料免除申請(平成31年4月からの制度)

■対象となる人：国民年金第1号被保険者で出産日が、平成31年2月1日以降の方

※産前産後期間と認められた期間は、保険料を納付したもののとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※生まれてくるお子さんまたは生まれたお子さんの人数で対象期間が異なります。

■添付書類：親子(母子)手帳等

※その他の書類については国民年金グループまでお問い合わせください。

■届出時期：出産予定日の6カ月前から届出できます。

付加年金

毎月の保険料に少し上乗せして納めると、生涯老齢基礎年金に加算されます。
付加保険料：月額400円

※詳しくは国民年金グループにお問い合わせください。

お問い合わせ先

那覇市役所 本庁舎1階11番ハイサイ市民課
国民年金グループ TEL：098-861-6901

那覇市役所ホームページ：<http://www.city.naha.okinawa.jp/>

那覇年金事務所 那覇市壺川2-3-9
(代) TEL：098-855-1111 (自動音声案内)

日本年金機構ホームページ：<http://www.nenkin.go.jp>

年金生活者支援給付金のご案内（令和元年10月から制度開始）

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

【対象者】老齢基礎年金（65歳以上）、障害基礎年金、遺族基礎年金のいずれかの受給者であって、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の方。

◎給付金を受け取るには、給付金請求書の提出が必要です。（提出後、支給要件に該当するか日本年金機構において審査されます。）

請求手続き

- ①対象となる方へ令和元年9月（予定）に日本年金機構から手続きの案内（請求書）が送付されます。
- ②請求書が届きましたら、必要事項を記入の上（右上「請求書の記入方法」参照）、速やかに提出してください。（請求書へ切手を貼り、郵便ポストへ投函）
※令和2年1月以降に請求した場合は、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますので、速やかに提出してください。
- ③請求書を提出いただいた後、日本年金機構において給付金の支給要件に該当するかどうか判定を行います。
- ④令和元年10月以降に、日本年金機構より審査結果について通知書が順次送付されます。
- ⑤支給決定の場合、給付金は日本年金機構から年金と同じ口座へ振り込まれます。

請求書の記入方法

給付金の金額は、案内の中の見込額の記載でご確認ください。

年金生活者支援給付金請求書

2019年XX月XX日届出

年金生活者支援給付金を請求いたします。

氏名

給付金 太郎

電話番号

03-9999-XXXX

基礎年金番号

XXXX-XXXXXX

生年月日

XXXX年XX月XX日

※本枠内は必ず記入してください。

※給付金は、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供し、申請書に基づき、申告義務がある場合には、正し

差出人

住所

〒168-8505 杉並区高井戸西

氏名

給付金 太郎

郵便はがき

168-8505

東京杉並区高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構

〒168-8505

杉並区高井戸西

3-5-24

給付金 太郎

お問い合わせ先「最寄りの年金事務所」へ

那覇年金事務所 ☎098-855-1111 **[有料]**
月～金曜日 8:30～17:15 （お客様相談室）自動音声案内が流れたら、「1」のあと「2」の番号を押してください。
第2土曜日 9:30～16:00
週初の開所日 8:30～19:00
※休業日:土曜日(第2土曜日を除く)、日曜日、祝日、12月29日から1月3日。

浦添年金事務所 ☎098-877-0343 **[有料]**
月～金曜日 8:30～17:15 （お客様相談室）自動音声案内が流れたら、「1」のあと「2」の番号を押してください。
第2土曜日 9:30～16:00
週初の開所日 8:30～19:00
※休業日:土曜日(第2土曜日を除く)、日曜日、祝日、12月29日から1月3日。

20歳前からの傷病で障害基礎年金を受給されている方へ

- ✓ 毎年7月に提出していた「ハガキの所得状況届」が原則廃止となります。
- ✓ 障害状態確認届(診断書)の提出期限が、前回の審査結果の通知の際にお知らせしていた期限から、誕生月の末日に変更されます。
詳しくは、日本年金機構より令和元年6月に送付されているお知らせ(ハガキ)をご覧ください。

病気やケガで障がいが残ったら障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金加入中（または60歳以上65歳未満で国内に住所のある方、または20歳になる前）に初診日（初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガによって、国民年金法に定める障害等級の1級・2級に該当した場合に受給する年金です。

受給には、一定の納付要件※を満たす必要があります。
（20歳前に初診日がある場合は納付要件不要）

※納付要件について

（次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要）

①3分の2要件

初診日の前日において、初診日の前々月までに保険料を納めた期間と、免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合計した期間が加入期間の3分の2以上であること。

②直近の1年間要件

初診日の前日において、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

令和元年度 障害基礎年金の額

1級障害 975,125円
2級障害 780,100円

老後の安心 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、原則として65歳から受給する年金ですが、老齢基礎年金を受けるには、10年以上の受給資格期間が必要です。免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間、合算対象期間（海外に居住していた期間等）は、この10年の受給資格期間として計算されます。ただし、納付猶予・学生納付特例期間・合算対象期間（海外に居住していた期間等）は、受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額の計算には反映されません。

令和元年度 老齢基礎年金の額 満額 780,100円

（20歳から60歳になるまでの40年間すべて保険料を納めた場合）
・保険料免除や未納がある場合は、その期間に応じて減額されます。

大事な働き手を亡くしたとき 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金加入中の方、または加入していた方で60歳から65歳未満の方（いずれも一定の納付要件が必要）、また保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間を合計した期間が25年以上ある方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた子のいる配偶者、または子に支給されます。

※子とは、18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子、または国民年金法に定める1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

※納付要件とは、障害基礎年金の納付要件（左記）と同じです。初診日を亡くなった日と読み替えてください。

令和元年度 遺族基礎年金の額

配偶者が受給する場合	子が1人いる配偶者	1,004,600円
	子が2人いる配偶者	1,229,100円
子が受給する場合	子が1人のとき	780,100円
	子が2人のとき	1,004,600円

※くわしくは那覇市ハイサイ市民課国民年金グループ（本庁舎1階11番窓口）にてご相談ください。TEL:861-6901 FAX:862-4564
★「年金生活者支援給付金」については、「最寄りの年金事務所」へ（連絡先は上記紙面参照。）

— 4 —